

令和8年度 伊是名村一般会計予算における地方消費税交付金
(社会保障財源化分) が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成24年8月の「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行ための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の一部改正などにより、平成26年4月から消費税率が5%から8%に、令和元年10月には8%から10%に引き上げられました。消費税引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けられます。

消費税10%には地方消費税の2.2%が含まれており、引き上げによる1.2%の増収分についても、社会保障の充実・安定化のために使うこととされています。

令和8年度伊是名村一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 19,642 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 101,347 千円

区分	事業名	令和7年度 予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国 県 支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	自立支援給付費	71,356	52,680	0	0	18,676	17,678
	児童措置費	29,991	26,911	0	0	3,080	1,964
合 計		101,347	79,591	0	0	21,756	19,642

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金（社会保障財源化分）を按分して充当しています。